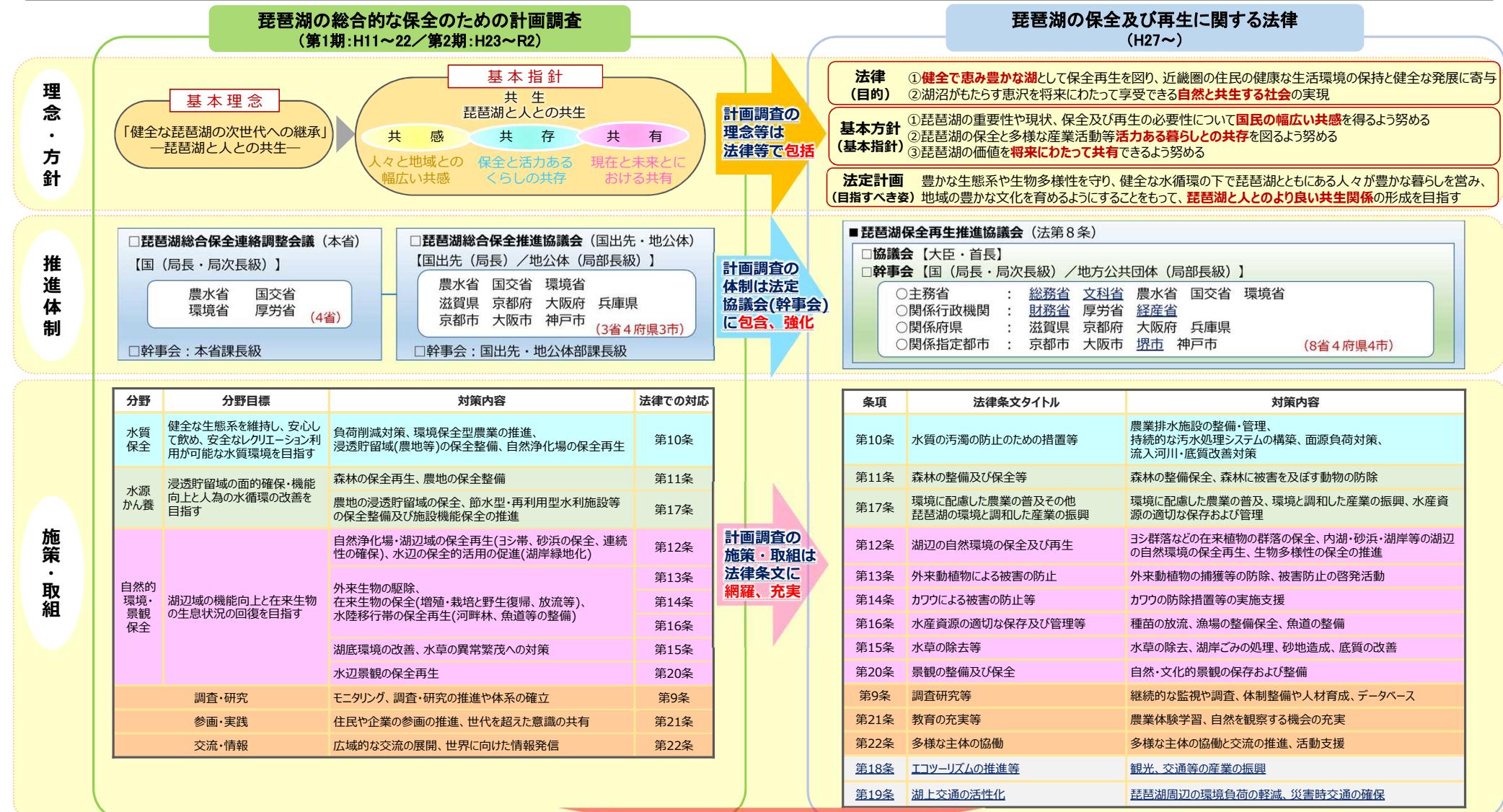


# 琵琶湖の総合的な保全の推進について

- 琵琶湖の総合的な保全については、平成11年度以降、法定の『琵琶湖の総合的な保全のための計画調査』(第1期:H11～H22／第2期:H23～R2)に基づき関係行政庁が連携し推進してきたところであるが、琵琶湖法の成立(H27.9)により、同様のスキームを持つ2つの体制が併存することとなっていた(下図参照)。
- 当該計画調査の第2期計画期間が令和2年度をもって終結することから、令和3年度以降は琵琶湖法の体系に統廃合することにより、法体系の中で関係機関等が十分に連携を図りながら、琵琶湖のさらなる保全・再生を推進していく方針について、令和2年7月の幹事会において了承されたところ。(別紙幹事会資料『琵琶湖の総合的な保全の推進について』(参考資料1)参照。)



琵琶湖の総合的な保全の推進のために実施されてきた計画調査は、その理念・方針、推進体制及び施策・取組において法体系に包括されるものとなっており、加えて法体系ではさらなる**推進体制の強化、施策・取組の充実**が図られていることを踏まえると、**第2期計画期間の終結とともに法体系へ統廃合**することが適当。今後は、法律等に基づき、国及び関係地方公共団体等が引き続き相互に連携し協力することにより、琵琶湖のさらなる保全・再生の推進を図ることとする。